

北海道と熊本県との半導体関連国家プロジェクト推進等に関する連携協定書

北海道（以下「甲」という。）と熊本県（以下「乙」という。）は、次のとおり「半導体関連国家プロジェクト推進等に関する連携協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、国の半導体・デジタル産業戦略に基づき進められる半導体関連国家プロジェクトを推進し、我が国の経済安全保障やカーボンニュートラル、ひいては、国民の豊かな暮らしと経済の実現に繋げるため、甲と乙とが密接な連携を図り、国への要望や事業推進に係る経済交流、情報・人的交流等に取り組み、両地域の経済活性化を図っていく。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- （1）半導体関連事業に関すること（研究開発や関連産業集積促進、人材育成・確保、インフラ整備、渋滞・交通アクセス、国際交流、教育環境、環境保全、生活サポート、PR）
- （2）半導体関連企業の経済交流に関すること
- （3）国への要望等の実施に関すること
- （4）企業交流から観光交流への拡大に関すること
- （5）その他両者が必要と認めること

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和5年8月2日から令和6年3月31日までとする。
なお、本協定の有効期間満了の2か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。
2 甲と乙のいずれかが、この協定の解除を申し出る場合、解除予定日の2か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報につい

て、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月2日

甲 北海道
北海道知事



乙 熊本県
熊本県知事

